

事業事前評価表

国際協力機構社会基盤・平和構築部
運輸交通・情報通信グループ第二チーム

1. 案件名（国名）

国名： ジブチ共和国（ジブチ）

案件名： 沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ3

The Project for Capacity Development of Djibouti Coast Guard
Phase III

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における海上保安セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ジブチ沖のアデン湾は、スエズ運河に接続する紅海の入口であるバブ・エル・マンデブ海峡の東側に位置し、年間 18,000 隻の船舶が通航（「2018 年海賊対策レポート」（2019 年 3 月））するアジアと欧州を結ぶ海上交通路の要衝となっている。他方、2000 年代以降、海賊被害が多発し、ピーク時の 2011 年には 273 件の被害が発生（「2018 年海賊対策レポート」（2019 年 3 月））した。海賊被害件数は年々減少傾向にあるものの、海賊の背後にあるソマリアの犯罪組織は壊滅しておらず、引き続き船舶航行の安全に対する脅威となっているほか、対岸のイエメンではテロ集団も多く存在している。このような状況から、ジブチ沖の海上の安全の確保は国際的な課題として、各国が護衛活動を行っており、我が国もジブチに自衛隊の活動拠点を設置し、欧米諸国等と共に海賊対策に取り組んでいる。また、2009 年、国際海事機関（IMO）主導で「西インド洋及びアデン湾地域における海賊及び武装強盗の抑止に関する行動指針」が採択され、同指針に従い、2015 年にジブチ地域訓練センター（DRTC）が開設され、我が国も同センター建設への資金援助などの協力を行った。

2010 年 12 月、ジブチ政府は、海上安全・警備を所管し、海賊や難民・移民、密輸・密漁等の問題に対処する海上法執行機関として、設備・運輸省傘下にジブチ沿岸警備隊（Djibouti Coast Guard。以下「DCG」という。）を設立した。DCG は、年々組織を拡大しており、設立当初 100 人程であった人員が 2018 年 11 月には 760 人にまで増員（更に今後数年で 2,000 人規模に増員予定）したが、訓練体制の構築が追い付いていない。また、DCG は、以下（2）に示す技術協力を通じて、DCG の海上保安における基礎的な能力を向上したものの、地域の安定化に資する海上保安機関として、より高度な法執行能力や海事技術の習得が必要とされる。加えて、巡視艇の維持管理に関して、国内及び周辺国の代理店で

の対応に限界があり、DCG が自ら修理できる範囲を拡大する必要がある。エンジン類の定期的な整備にかかる計画も存在しないため、今後エンジンの重大な故障を引き起こし、ひいては DCG の法執行業務に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

これら事情を受け、本事業は、DCG の法執行にかかる技術及び訓練能力並びに巡視艇の運航・維持管理にかかる能力のさらなる強化を図り、DCG の法執行にかかる現場対応能力の向上を支援するものである。

なお、ジブチ政府の長期開発計画である「VISION Djibouti 2035」(2014)及び同計画の中期的実施戦略である成長・雇用促進戦略「Stratégie de Croissance Accélérée et de Promotion de l'Emploi (SCAPE) :2015-2019」(2015)において、あらゆるリスクから国家を守るために、保安機関の強化必要性を謳っており、本事業はこれら方針に合致する。

(2) 海上保安セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

「対ジブチ共和国国別開発協力方針」(2014年4月)において、地域の安定化努力が重点分野とされており、ジブチ政府の海上保安能力強化を行うことを目標としている。また、2016年の第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)にて採択されたナイロビ宣言においても、繁栄の共有のための社会安定化促進として海洋安全保障やブルーエコノミー推進の重要性が言及されている。加えて、我が国が推進する「自由で開かれたインド太平洋構想」(FOIP)において、我が国の取組3本柱の一つとして、平和と安定の確保(海上法執行能力の構築、人道支援・災害救援等)を掲げている。以上により、本事業は上記方針に合致する。

また、本事業は、DCG の法執行能力の強化を通じて、ゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」に貢献する。さらに違法漁業や海洋汚染などの海上違法行為に対する DCG の取締り能力にも寄与することから、SDGs ゴール14「持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用」にも貢献する。

なお、ジブチにおける同セクターにおいて、関連の深い過去の事業実績は以下のとおり。

【技術協力】「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」(2013年～2016年)及び「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ2」(2016年～2018年)

【無償資金協力】「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」(2014年度)

(3) 他の援助機関の対応

アメリカ、サウジアラビアが DCG に対して巡視艇を供与しているほか、国際移住機関(IOM)や欧州連合が機材供与やトレーニングを実施している。また、

IMO は、海賊対策として実施すべき努力目標を設定した「ジブチ行動指針」(DCoC) の実施支援を目的とした DCoC 信託基金（我が国は同基金の約 85% を拠出）により、ジブチ地域訓練センターを整備している。なお、船艇の維持管理や法執行における訓練能力の強化を目的とした活動はないため、本事業との重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、DCG の法執行にかかる技術及び訓練能力並びに巡視艇の運航・維持管理にかかる能力を向上させることにより、DCG の法執行にかかる現場対応能力の向上を支援し、もってジブチ領海域、アデン湾及びバブ・エル・マンデブ海峡における治安維持に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ジブチ国ジブチ市及び周辺海域

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ジブチ沿岸警備隊

最終受益者：ジブチ国民及びジブチ周辺海域を運航する船舶

(4) 総事業費（日本側）

約 5.1 億円

(5) 事業実施期間

2019 年 10 月～2024 年 10 月を予定（計 60 カ月）

(6) 事業実施体制

ジブチ沿岸警備隊（Djibouti Coast Guard : DCG）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 144M/M）：

チーフアドバイザー、業務調整／訓練計画策定補助、追跡訓練、停船措置・立入検査・制圧・逮捕、船体維持管理、船艇機関維持管理、第三国研修企画調整、航海訓練、その他必要に応じて

② 研修員受け入れ（第三国研修）：

主機・ウォータージェット・発電機及び減速機にかかるメーカーでの維持管理研修、第三国での航海科・機関科長期研修、その他第三国での研修（必要に応じて）

③ 機材供与：

巡視艇の維持管理研修に必要な交換部品・工具、法執行研修に必要な資機材

2) ジブチ国側

① カウンターパートの配置

プロジェクトディレクター、プロジェクト管理委員会

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

プロジェクト事務所（机、椅子、インターネット回線を含む）、訓練に必要な船舶、供与機材の維持管理費

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

① 技術協力

「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」（2013年5月～2016年5月）及び「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト フェーズ2」（2016年10月～2018年10月）を通じて、DCGの出動態勢や鑑識、国際法、逮捕・制圧及び船艇の運航・維持管理にかかる基礎的な能力・技術の向上を支援した。

② 無償資金協力

「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」（2014年度）を通じて、20m級巡視艇2隻（2015年12月引渡し済）の整備を支援した。本事業では、これら巡視艇の活用を想定している。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性、または影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響はほとんどないと判断される。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：ジェンダー対象外

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：ジブチ領海域、アデン湾及びバブ・エル・マンデブ海峡における治安が維持される。

指標及び目標値：プロジェクトで開発した訓練計画や船艇維持管理計画が、プロ

ジェクト後も DCG によって修正され、継続されている。

(2) プロジェクト目標：DCG の法執行にかかる現場対応能力が向上する。

指標及び目標値：

- ・プロジェクトで開発した法執行の訓練計画が最低 1 回／年は DCG 独自で実施される。
- ・プロジェクトで開発した船艇の維持管理計画が最低 1 年は実施される。

(3) 成果

成果 1：法執行（停船・移乗、立入検査、制圧）にかかる訓練能力が向上する。

成果 2：船艇の運航能力が向上する。

成果 3：船艇（巡視艇・小型船）の維持管理能力が向上する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ DCG が必要な予算と人員、特に指導官候補者を確保する。

(2) 外部条件

- ・ ジブチ周辺海域の治安状況が大幅に悪化しない。
- ・ プロジェクトで能力向上した DCG の人材が流出しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア「海上保安調整組織の強化体制プロジェクト」（評価年度 2007 年）の事前評価では、マレーシア海上法令執行庁やインドネシアの BAKORKAMLA は海軍からの転職者や出向者が多く占めるため、海上保安組織としての理念や法執行者としての基礎知識・技術を提供することが重要、との教訓が指摘されている。本事業においても、DCG の幹部層は憲兵隊や海軍出身者が多く占める組織であることから、海上法令組織としての基礎が疎かにならないよう、各訓練や研修の開始前に JICA 専門家が海上保安組織の理念を教える。また、指導者研修の活動では、海上法令執行という理念を若手隊員に現場での OJT を通して伝えていける指導者を育成する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国の協力方針に合致し、実施機関の法執行にかかる技術及び訓練能力並びに巡視艇の運航・維持管理にかかる能力強化に資するものであり、SGDs ゴール 14「持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用」及びゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」に貢献すると考えられることから、事業の実施

を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以 上